

口座振替のすすめ

自動車税種別割と個人事業税は、電話料金や電気料金などと同じように口座振替により納付できます。

口座振替の場合は、わざわざ金融機関等に納めに行く必要がなく、あなたの取引金融機関の預貯金口座から自動的に納付されますので大変便利です。

【申込方法】

「金融機関の届出印」, 「通帳」を御持参の上、取引されている金融機関窓口で「**鹿児島県税口座振替依頼書兼自動払込利用申込書**」に記入・押印の上、お申し込みください。

※ 「鹿児島県税口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」は、下記問い合わせ先の各地域振興局・支庁の他、金融機関窓口にも備えてあります。

※ ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、「自動払込利用申込書」又は「鹿児島県税口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」による申込みとなります。

(「自動払込利用申込書」は、ゆうちょ銀行・郵便局に備えてあります。)

【取扱金融機関】

県内の銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局の本店・支店等

※県外の支店等では、取り扱っておりません。

【必ずお読みください】

お手続きは、納期限の3か月前を目処にお早めにお済ませください。

お手続きが遅くなりますと、申込みの時期によっては、御希望の口座振替に間に合わない場合があります。

もし、口座振替手続をお済ませであっても、納税通知書と一体となった納付書がお手元に届いた場合は、その納付書で納めてください。

※これまで、口座振替により納付された方には「口座振替済通知書(兼車検用納税証明書)」や「口座振替済通知書」、「領収証書」を送付しておりましたが、令和4年4月から廃止しました。

※自動車税種別割を口座振替された場合、6月5日頃には納税確認ができるようになります。

取扱金融機関の変更、口座番号の変更等で申込内容に変更が生じた場合は、取扱金融機関等への届出もお忘れなく。

■お問い合わせ先

| 名 | 称 | 電話番号 | 名 | 称 | 電話番号 |
|----------|-------|---------------|------------|-----|---------------|
| 鹿児島地域振興局 | 県税管理課 | ☎099-805-7213 | 北薩地域振興局 | 県税課 | ☎0996-25-5203 |
| | 納税課 | ☎099-805-7241 | 始良・伊佐地域振興局 | 県税課 | ☎0995-63-8116 |
| | 自動車税課 | ☎099-261-5611 | 大隅地域振興局 | 県税課 | ☎0994-52-2094 |
| 南薩地域振興局 | 県税課 | ☎0993-52-1315 | 熊毛支庁 | 県税課 | ☎0997-22-0063 |
| | | ☎0993-52-1317 | 大島支庁 | 県税課 | ☎0997-57-7225 |

(自動車税種別割の記入例)

ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書でも口座振替の申込みはできますが、下記記入例とは様式が異なりますので御注意ください。

3枚目の<注意事項>を必ずお読みの上、必要事項を記入してください。

(3枚目) ※3枚複写です。

(納税者用)

(2枚目)

(鹿児島県用)

(1枚目)

(金融機関用)

鹿児島県税口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

<記入上の注意>

- ・納税義務者ごとに作成し、金融機関の窓口で申し込んでください。
- ・3枚目「鹿児島県税口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(控)」裏面の<注意事項>を必ずお読みください。
- ・以下、太枠内に記入ください。

1 金融機関名・申込年月日


| | | | | | | |
|-------|-------------|----|-------|------|----|----|
| 金融機関名 | 県税銀行 | 御中 | 申込年月日 | 令和〇年 | △月 | □日 |
|-------|-------------|----|-------|------|----|----|

2 申込区分 … いずれかの番号を○で囲んでください。

※「変更」できるのは、同一店舗内に開設した口座に限ります(ゆうちょ銀行では「停止」・「変更」は取り扱っていません)。

| | | |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 申込区分 | 1 新規 | 下記の県税について、次の指定口座から口座振替・自動払込により納付したいので、口座名義人の同意を得て、契約条項または自動払込規定を確認のうえ依頼します。 |
| | 2 停止(廃止) | 下記の県税について、次の指定口座からの口座振替・自動払込を停止(廃止)してください。 |
| | 3 変更 | 下記の県税について、これまでの振替口座から次の指定口座に変更したいので、口座名義人の同意を得て依頼します。 |

3 納税義務者


| | | |
|---------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 住所(所在地) | 〒 890 - 8577 ☎電話(携帯)番号 (099 - 286 - 2111) | 本人(代表者)印 |
| フリガナ | カゴシマ タロウ |  |
| 氏名(名称) | 鹿児島 太郎 | |
| 生年月日 (法人は記入不要です) | 昭和50年 4月 1日 | |

4 税目 … 口座振替・自動払込を依頼(停止(廃止)・変更)する税目を○で囲んでください。

| | | |
|----|----------------|------------------|
| 税目 | 1 個人事業税 | 2 自動車税種別割 |
|----|----------------|------------------|

5 指定口座

- ・「新規」の場合 … ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のいずれかを記入してください。
- ・「停止(廃止)」の場合 … 口座振替・自動払込を停止(廃止)する口座を記入してください。
- ・「変更」の場合 … 新たに指定する口座について記入してください(同一店舗内に開設した口座に限ります)。

| | | | |
|----------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 住所(所在地) | 〒 890 - 8577 ☎電話(携帯)番号 (099 - 286 - 2111) | 金融機関届出印 | |
| フリガナ | カゴシマ タロウ |  | |
| 口座名義 | 鹿児島 太郎 | | |
| 納税義務者との関係(続柄) | 納税義務者の() | | |
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 銀行 | 本(支)店 | 預金種別 |
| | 県税 | 県庁 | |
| 口座番号 | 1 2 3 4 5 6 7 | | 2 当座 |
| | | | 3 納税準備 |
| ゆうちょ銀行(通常貯金口座) | 通帳記号 | 通帳番号 | 払込先加入者名 |
| | 1 0 | (右詰めで記入してください) | 鹿児島地域振興局 税出納員 |
| | | | 払込先口座番号 |
| | | | 01730-960411 |
| | | | 種目コード |
| | | | 新規166 |
| | | | 契約種別コード |
| | | | 35 |

6 振替(払込)日 … 納期限の最終日(自動車税種別割: 5/31・個人事業税: 8/31, 11/30) <納期限が土日祝の場合翌平日>

7 契約条項 … ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行の場合には「自動払込み規定」が適用されます。

- 1 地域振興局・支庁から私宛ての納付書が貴店に送付されたときには、上記の口座から所定の手続を省略して振り替えてください。
- 2 指定預(貯)金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議はありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店が必要と認めるときは解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約の内容変更または解除を行うときには、私から貴店及び地域振興局・支庁に文書により連絡します。
- 5 この口座振替契約について、仮に紛議が生じても貴店には迷惑をかけません。

令和〇年△月印刷

申込日を記入してください。

申込区分を選択してください。ただし、ゆうちょ銀行・郵便局では、停止・変更の申込みはできません。

納税義務者の住所・氏名・フリガナ・電話番号・生年月日を記入し、押印してください。
※2枚目にも押印が必要です。

自動車税種別割と個人事業税の両方も口座振替にする場合は、両方に○をつけてください。

届出印の押印は、2枚目にも必要です。

納税義務者本人名義の口座以外の口座から振替を行う場合は、口座名義人と納税義務者との続柄の記入が必須になります。